

平成25年第1回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 平成25年3月14日 午前10時00分 開会
午前11時16分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員17名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 欠 員	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員 なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	田 中 茂 博	市民生活部長	生 野 吉 秀
都市整備部長	矢 間 孝 司	都市整備部理事	中 裕 晃
産業観光部長	吉 川 正 隆	保健福祉部長	吉 川 光 俊
上下水道部長	松 浦 住 憲	消 防 長	岩 井 利 光
会 計 管 理 者	山 岡 加代子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	西 川 育 子
書 記	山 岡 晋		

6. 会議録署名議員 4番 春 木 孝 祐 15番 下 村 正 樹

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

寺田議長 ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用の写真撮影を行いますので、ご了承お願いいたします。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、12番、赤井佐太郎君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

12番、赤井佐太郎君。

赤井議員 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

私はPM2.5関連についてを質問させていただきます。質問については質問席より行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

寺田議長 赤井君。

赤井議員 皆さんご存じのとおり、最近、テレビや新聞等でPM2.5についての報道が多くなされております。まず、このPM2.5についての説明を願いたいと思います。

寺田議長 生野市民生活部長。

生野市民生活部長 おはようございます。赤井議員のご質問にお答えいたします。

PM2.5とは、微小粒子状物質のことでありまして、大気中に浮遊する微粒子のうち、粒子径が2.5マイクロメートル以下のものを指しております。2.5マイクロメートルは髪の毛の太さの約30分の1、杉花粉の約12分の1でございますから、非常に微小なものであり、容易に肺に到達しやすく、閉塞性肺疾患や肺気腫等や循環器系の疾病が引き起こされ、健康への影響が懸念されるところでございます。

PM2.5は、ばい煙や自動車の排気ガスに含まれるものでございまして、都市周辺でも従前より存在しておりますが、このたびは中国大陸に起因するものが問題とされております。特に、3月から5月にかけては黄砂に付着して飛来するおそれもございます。また、黄砂の中でも2.5マイクロメートル以下の物質に関しましてはPM2.5に含まれます。ただし、黄砂には建物の窓や洗濯物を汚したり、農作物の生育不良を引き起こしたり、また健康被害も考えられます。

以上でございます。

寺田議長 赤井君。

赤井議員 ありがとうございます。詳しく説明いただきまして、ありがとうございます。

また、花粉については3、4日前でしたか、非常に強い西風が吹きまして、私のところの近くから西山を見ますと、真っ白い、山火事かなと思うほどの形で舞い上がっておりました。これがものすごい花粉が今飛んでるんやなというような状況でありまして、特にこの近辺ではないですが、テレビでも放映されていますように、強風のために土や砂が舞い上がり、都市周辺はすごくこういうことに悩まされておるといような状況が続いておりますが、私たちも花粉も含めて十分健康、体の方には気をつけていただきたいと思います。

次に、このPM2.5についての環境基準、それと現在の状況についての説明を願います。

寺田議長 生野市民生活部長。

生野市民生活部長 PM2.5の環境基準でございますが、平成21年度に設定されておまして、1年の平均値が15マイクログラム／立方メートル以下でかつ1日の平均値が35マイクログラム／立方メートル以下とされております。奈良県におきましては、奈良市並びに天理市に設置されております測定局で、終日1時間おきに測定されております。天理局での測定では、平成25年2月における測定結果は1日の平均値で環境基準を超過した日はございませんでした。また、1日の平均値は16.93マイクログラム／立方メートルでございました。また、3月1日から13日までの測定結果では、5日が36.8マイクログラム／立方メートル、8日が37.7マイクログラム／立方メートル、9日が51.8マイクログラム／立方メートルの3日間が環境基準を超過しておまして、この期間の1日平均値は27.9マイクログラム／立方メートルでございました。なお、同時期の大阪府富田林局の測定結果では、5日に35.2マイクログラム／立方メートルを記録いたしております。平均値は21.7マイクログラム／立方メートルでございました。

以上であります。

寺田議長 赤井君。

赤井議員 ありがとうございます。そして、このPM2.5の対策についての説明を求めます。

寺田議長 生野市民生活部長。

生野市民生活部長 PM2.5の対策について、ご説明申し上げます。

高度汚染に対する対応といたしましては、汚染への暴露をできるだけ低減することが基本とされ、手洗い、うがい、屋内では窓や戸を閉めてすき間をふさぐ措置や、空気清浄機等を設置すること、屋外ではN95対応マスクの着用や汚染の激しい日は外出を避ける等が挙げられます。国におきましては、2月27日に暫定指標が発表されました。経緯といたしましては、環境省の専門家会合、座長に内山巖雄京都大学名誉教授で取りまとめられ、午前5時から7時台の1時間当たりの平均濃度は85マイクログラム／立方メートルを超えると、結果的に当日の1日平均で70マイクログラム／立方メートル超となる可能性が高いということでもあります。健康な人が72マイクログラム／立方メートル濃度の場所に2時間いたところ影響があったとする治験と、アメリカでの指標といたしまして健康に悪影響があるレベルを約65マイクログラム／立方メートルとしていることも参考にして、70マイクログラム／立方メートルとして暫定指標が示されております。

この指標によりますと、1立方メートル当たりの1日の平均値が70マイクログラムを超える場合には、不要不急の外出や屋外での激しい運動を減らし、室内では換気や窓の開け閉めを最小限にする、呼吸器や心臓などに疾患のある人、お年寄りや子どもは体調に応じて慎重に行動することとなっております。

また、現在、PM2.5の測定局は天理市と中核市の奈良市にしかございません。県環境政策課によりますと、県内には大気汚染測定局が天理市を含めまして11カ所あり、19日からは王寺町に測定局が設置されます。残りの9カ所につきましては順次設置していくと聞いてお

ります。

本市の最寄局は大和高田市と御所市がございます。設置完了後には情報をいち早く取り入れる予定をいたしております。

以上でございます。

寺田議長 赤井君。

赤井議員 いろいろ説明いただきましてありがとうございます。

それではその次、住民周知の手段、方法についての説明をお願いします。

寺田議長 生野市民生活部長。

生野市民生活部長 住民周知の手段、方法についてご説明いたします。PM2.5の1日の平均値が70マイクログラム／立方メートルを超えると予想される場合には、注意喚起がなされることとなっております。この注意喚起は都道府県が実施主体となり、実施するのことでございます。県からの市町村への伝達手段は、午前5時から7時の測定値の平均濃度が1立方メートル当たり85マイクログラムを越す場合は、暫定基準値を越す可能性が高いとして、午前8時30分までに全市町村に防災メールがなされます。本市といたしましては、情報を入手次第、光化学スモッグ情報と同様に各教育機関や保育所への通報や、有線放送並びに防災行政無線での住民周知を図る所存でございます。

以上であります。

寺田議長 赤井君。

赤井議員 ありがとうございます。

次に、市民個人が情報をいち早く知りたい場合の手段、方法があればお聞かせ願いたいと思います。

寺田議長 生野市民生活部長。

生野市民生活部長 ただいまのご質問の、個人さんがいち早く情報を知りたい手段ということでございます。県では、PM2.5につきましてメールマガジンによる注意喚起情報の配信を行っております。情報の配信を希望される方につきましては、県の環境情報サイトエコならから登録できるようでございます。登録された方につきましては、1日の基準値を超える可能性が高いと予想される場合につきましては、午前8時30分ごろにメール配信するというのを聞いております。

以上でございます。

寺田議長 赤井君。

赤井議員 部長、いろいろ説明いただきましてありがとうございます。

最後に、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

寺田議長 市長。

山下市長 赤井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

PM2.5、最近とみに話題に上り、ニュース等で毎日のように連日報道されておるところでございます。どういう病気になるんだとかいうことは、まだこれからの研究であったりとかでございますけれども、健康に被害を及ぼす可能性が大きいということで、大いに話題を振

りまいておるところでございます。市といたしましても、県内11カ所たてる測定局、その情報を8時半までに問題があればこちらの方に入ってくるということになっておりますので、住民の皆さん方の健康に、やはり行政としても知らせていかなければならない情報が入ってまいりましたら、防災無線、有線放送等通じて住民の方々にいち早くその情報を届けたり、教育委員会やまた保育所等にもそういう情報を流していくという形で、注意喚起を行っていく、情報提供を行っていくということが迅速にできる体制を整えていくように、関係部局としっかりと打ち合わせをしながら、万が一に備えて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

寺田議長 赤井君。

赤井議員 ありがとうございます。今後はこの問題に関しまして、住民に新聞あるいはテレビ等のメディアに注目されることの啓発を図っていただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

寺田議長 赤井佐太郎君の発言を終結いたします。

最後に、18番、白石栄一君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

18番、白石栄一君。

白石議員 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。私の一般質問は3件であります。第1は地域活性化・新道の駅建設事業について。第2は吸収源対策公園緑地事業について。第3は葛城市の財政についてであります。質問の詳細は一問一答方式で、質問席にて行わせていただきます。

寺田議長 白石君。

白石議員 それでは、地域活性化・新道の駅建設事業について、伺ってまいります。

私は、平成23年10月25日の都市産業常任委員会において本事業が初めて提案されて以来、直後の12月定例会、更に平成24年の3月、6月、9月、12月定例会と、毎回一般質問をしてまいりました。今回は、パート6であります。

まず、経営分析、事業規模等の見直しについてお伺いをいたします。

寺田議長 吉川産業観光部長。

吉川産業観光部長 ただいまの白石議員のご質問でございます。事業規模並びに経営分析等の見直しについての質問でございます。

新道の駅は農商工業等の地場産業の活性はもとより、葛城市民全体のオール葛城として地域としての魅力づくりの発信基地として、市民全体に利益を還元できるにぎわいを創出すること、また市内・市外の方々に末永く愛され、奈良県の西の玄関口にふさわしい場づくりを行うことをコンセプトに、現在計画をしているところでございます。

目的につきましては、農商工業者の方も含めた葛城市民の方々がこの場を利用して、そしてオール葛城市民がビジネスチャンスを求められる場の提供とするものでございます。

昨年9月に市民全体に対しましてアンケート調査を行った結果、出品・出荷を行いたいという前向きに思っている方が262名、また、出店に関して前向きに検討していき

たいと思っただいていただいている方が244名と、たくさんの方々よりお答えをいただきました。出荷に関しては野菜類が大多数を占めており、今後、出荷・出品登録者の推進を図るため、出荷・出品者の条件や出荷・出品調整、また品質規定等を定めた農産物直売所管理運営規定を定め、出荷・出品者の協議会の設立を行い、平成26年度当初には生産の出荷計画書を農家の方々に作成をしてもらい、農産物の作付を行ってもらう必要があると思っております。平成25年6月には、出荷・出品説明会を開催をいたしまして、できるだけ早く出荷・出品の生産者、品目、数量を把握するために生産体系を整えてまいります。

また、出店に関しましては、アンケート調査においてもたくさんの方々に出店意向をいただきましたが、同種の方が多く、今後はどのように選択をしていくのかも課題でございます。店舗数、店舗の大きさ、店舗の使用料、店舗の募集等を取り決めて、テナントショップ出店規定を定め、平成25年度の早期に説明会を開催していく予定でございます。

以上のような内容も踏まえまして、直売所や加工販売所、テナントショップ等の商業施設規模や、施設内容を確定していくところでございます。また、運営の方法についても、株式会社等の法人組織によりまして運営していく予定であり、各施設の直営と直営外経営の振り分け等も協議を行い、運営会社としての出資募集方法、出資総額等の出資に関するいろいろな事項や商号等を決定していかなければならないことが多数ございます。平成23年10月の都市産業常任委員会で提示させていただいた当初の経営分析案についても、設立委員会において直売所、加工販売所等の売り上げや賃料等の収入の見直しや、地元産の農産物の集積率の見直し、また費用に関しましても、施設経営規模により人件費や光熱水費等の見直しもしていかなければならないと思っております。

行政といたしましては、市民のだれもが起業しやすい条件を整えまして、起業する市民皆さんの多数の参加を願うものであり、新道の駅設立に向けコンサルタント等専門家の意見も聞きながら、運営方針、適正施設規模、施設の内容等決定すべき具体的な事項を確定していくところでございます。

以上でございます。

寺田議長 白石君。

白石議員 吉川部長からご答弁をいただきました。この経営分析、事業規模等の見直しについては、この間、設立委員会において協議をされてきたということでもあります。

昨年9月に道の駅に対するニーズ調査を把握するため、一般市民を対象にアンケート調査を実施したところであります。実施に当たってアンケート調査の結果をもとに施設規模、内容を10月ごろに確定し、運営するための経営分析を他の類似した道の駅の状況、当地の立地環境等を踏まえて試算をする予定である、こう説明をされてまいりました。

ただいまの吉川部長の答弁では、直売所や加工販売所、テナントショップ等の商業施設規模や内容の確定も、経営分析の見直しも、まだできていない、これからだということでもあります。

新道の駅事業の概算事業費は、ご承知のように18億円であります。想定した商圈の中で売り上げ規模を設定し、売り上げ規模に見合う商品を安定的に供給できることを前提にした経

営分析案にもとづき、農産物等の販売所や加工施設、イベント広場や散策道、管理事務所や情報施設、駐車場等の規模、更に必要な用地の規模が算出をされているものと考えています。

この当初の経営分析案では、地産分の直売所、加工所の売り上げ規模は1年目で5億9,500万円であります。5億9,500万円。1日当たりの売り上げは163万円となります。身近なところで比較をしてみますと、成功例として大変評価をされている當麻の家が運営をするふたかみパーク當麻では、平成23年度の地産分の直売所、加工所の売り上げは、1億1,800万円余りであります。1日当たりの売り上げは32万3,000円程度であります。

ふたかみパーク當麻の5倍の売り上げ規模、これは余りにも過大で、地産分の農産物や加工品の調達、供給も到底困難と言わなければなりません。

皆さんもきょうの新聞報道を見られたと思います。いよいよ4月14日から、JAが経営するまほろばキッチンがオープンをいたします。直売所は1,250平方メートル、国内最大級、県内農家1,100人以上が既に登録し、数百種類の野菜が平置きされる予定であるということです。単なる直売所ではなく、アミューズメントパークのような施設にするのが目標として、年間100万人以上の来場者を見込む、こういうことでもあります。また、これに刺激されて、明日香村のあすか夢の楽市、運営をする村の地域振興公社、対抗策を練って更に充実した商品展開をしていく、こういう状況になっているのであります。

経営の見通し、経営分析が確定されない状況では、平成27年4月のオープンどころか、事業を進めることすらできないのではないのでしょうか。いつまでに経営分析案を策定するのか、期限を決められているのですか。お伺いしておきたいと思います。

寺田議長 吉川産業観光部長。

吉川産業観光部長 ただいまのご質問でございます。経営分析等の期限でございます。次年度の平成25年度の中ごろぐらいまでには経営分析等については決めていきたいと、こういうように思っております。

以上でございます。

寺田議長 白石君。

白石議員 部長から期限について、平成25年の中ごろ、こういう答弁ですから、確固とした形で経営分析をつくっていかうとされているのか、非常に疑問を感じるわけであります。

先ほども申しましたが、これまで設立委員会により具体的根拠に基づいた、あるいはアンケート調査をもとに、経営分析案が出されるという説明を受けてきました。昨年10月ごろにはできるという話もありました。

先の吉川部長の答弁では、当初の経営分析案について、設立委員会において見直しをしていかなければならないと思っている、こういう認識なんですね。平成25年の中ごろという期限はお示しになりましたが、非常に心配な内容であります。

結局、設立委員会に委ねてきた経営分析や施設規模の見直し、1年以上協議を繰り返してきたけれども、確定ができなかったということでもあります。

私は、先ほど申しましたようにまほろばキッチンがオープンをする、更に競合する直売所が対抗策を講じて競争が激化をする、経営環境は大きく変化をしてきている、こういう状況

になってきている。これは皆さんも肌で感じられていることだと思います。このまま設立委員会にお任せで、経営分析案、事業の規模等が決められるのか。このままでは、担当課は身動きがとれなくなる。他の事業の進捗にも影響が出かねない、そういう状況になってきている。

吉川部長は、行政としてコンサルタント等専門家の意見も聞きながら、運営方式、適正施設規模、施設内容等決定すべき具体的な事項を確定をしていくところでありますと答弁をされるとともに、コンサルタント等専門家の意見を聞くことも視野に入れた答弁をされております。私は、この際思い切って、経営分析案についてはコンサルタントに委託をし、更に更に激化する経営環境をしっかりと把握し、対抗できる経営分析ができるまで、事業は一時中断をすべきではないのかと考えます。責任ある方の答弁を求めます。

寺田議長 市長。

山下市長 ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように、コンサルタント等しっかりと経営分析をしていただくように、今準備を進めておるところでございますので、それと同時に、どういう状況でこの事業を進めていくのか、しっかりと足場を固めていきながら、職員一同この事業推進に努力をしていこうということをこの間も話し合ったところでございます。また、推進をしていただく民間の方々に対しましても、行政としてお手伝いできるところはお手伝いをさせていただきながら、この事業推進に努力をしていこうということでございます。

寺田議長 白石君。

白石議員 市長から直接ご答弁がありました。コンサルタントについては委託をする、そういう準備を進めている、しかし事業については職員と相談し推進をしていく、こういうご答弁でありました。予算にかかわることですから深くふれませんが、政府の1号補正あるいは予備費を活用した緊急経済対策等で、農林課も建設課も盛りだくさんな事業を抱え、平成24年度の事業が約22億円繰り越される、こういう状況になっています。こんな状況下で、本当に理事者、職員が一体となって進めることができるのか、非常に危惧をしているところであります。

私は、激化する経営環境もしっかり分析・把握をするまで、一旦中断をすべきだと提言をしておきたい、このように思います。

次にまいります。

地方自治法第2条第14項は、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと規定をしています。現実に即した経営分析案が確定されれば、それに基づいて施設の規模等が見直され、最小の経費、事業費に節減されることは当然であります。施設の規模とあわせて予定されている用地の面積3万3,000平方メートルについても縮小し、総事業費18億円を大幅に圧縮をしなければならない、このように考えます。ご所見を求めるものであります。

寺田議長 矢間都市整備部長。

矢間都市整備部長 白石議員のご質問にお答えさせていただきます。3.3ヘクタールという区域につ

きましては、道の駅としての機能である駐車場、休憩所、道路情報施設等のほか、イベントまた非常時などにも活用できる広場等を整備するために必要な面積であり、都市産業常任委員会でもお答えしておりますとおり、全体規模としては3.3ヘクタールで進めてまいりたいと思います。

また、建築物になります施設規模等につきましては、産業観光部、農林課、設立委員会とも連携しながら、施設規模等を検討しながら計画を進めさせていただく計画であります。

以上です。

寺田議長 白石君。

白石議員 矢間部長の方から、ご答弁がありました。用地については、3.3ヘクタールは必要な面積として活用し進めていきたい、こういうことであります。

当初の経営分析案に基づく概算事業費の算出では、全体の用地費が5億円です。イベント広場や散策道の造成費等が5億3,700万円です。駐車場の造成費等が2億3,000万円などです。用地にかかわる費用は実に12億3,000万円、全体事業費の中で大きな比率を占めております。もちろん、農産物等の販売所や加工施設が2億3,000万円、管理事務所や情報施設が1億1,000万円と。これらも大きな金額でありますけれども、それらを超える費用の負担となっているわけであります。

用地の面積、規模の見直しは、これは事業費全体を縮減することによって避けて通れない、私はこのように思います。これはぜひお考えを改めていただいて、本当に現状をきちっと把握した経営分析案のもとに施設の規模、内容等々、検討され、縮減されることを求めている。このように思います。

最後でありますけれども、道の駅の予定地、山麓部の違法盛り土に対する安全対策の取り組みについて、改めて説明を求めておきたいと思っております。

寺田議長 矢間都市整備部長。

矢間都市整備部長 白石議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。ご質問の予定地、山麓部の安全対策の取り組みにつきましては、奈良県と葛城市におきまして、葛城市寺口地区等砂防指定地対策検討協議会を平成24年4月23日に設置させていただきました。協議会は違法盛り土斜面の現状把握に関すること、また違法盛り土解消のための対策に関すること、更にその他協議会の目的である違法盛り土の早期解決に向けた対策の達成に必要な事項の検討に関することを所掌事項としております。協議会及び担当学会議等行い、県と連携をとって推進を図っているものであります。

現在の状況といたしましては、基本的に行方者、原因者である方々の責任追及となってくるわけですが、代表者は既に亡くなっており、関係する方々の所在も今もって判明していない状況であります。まず、土地については個人の所有物で、土地に係る権利の関係もあり、その問題の解決を図っていく必要があります。また、現在、裁判所による強制競売開始決定が出されており、その動向も確認しているところであります。

次に、現況把握とともに今後の対策の方向性、事業手法を含めた検討を行うための現況測量を県において取り組んでおります。また、対策案については、素案の方が近々には出てく

る予定です。これが、周辺の皆様の不安が取り除けるものかどうか県と協議してまいりたいと思います。

今後とも引き続き協議会の中で問題解決に向け県と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

寺田議長 白石君。

白石議員 この違法盛り土の安全対策、これも経営分析案とあわせて解決が迫られる重大な問題だというふうに、私は認識をしております。今日の地球環境の変動は言うまでもありません。想定外のことが全国各地で起こっています。多数の市民が集まる道の駅、公共施設がこのような危険な下流にあるということは、絶対に避けなければならない。この対策はこの事業の成否を左右する、こういう位置づけで取り組んでいただきたい。このように思います。

では、次にまいります。

吸収源対策公園緑地事業についてであります。まず、事業の進捗状況と地元大字の対応について説明を求めます。

寺田議長 矢間都市整備部長。

矢間都市整備部長 白石議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。吸収源対策公園緑地事業の進捗状況と地元大字の対応についてご説明いたします。

平成24年度は、忍海、柿本、疋田、兵家の4地区を対象に実施する予定としていましたが、社会資本整備総合交付金の内示額が低かったことや、地元調整等により事業の進め方を少し見直ししております。

まず、忍海地区につきましては、地元調整により平成25年度で測量設計を実施することとし、今年度は早期着手を要望されている木戸地区において測量設計委託業務を発注しております。

次に、柿本地区につきましては、地元調整している状況です。

次に、疋田地区につきましては、測量設計委託業務を発注しており、地元との調整もほぼ終え、3月末には完了する予定です。工事につきましては、今年度予算を繰越しさせていただき、4月以降に発注する予定でございます。

次に、兵家地区につきましては、測量設計委託業務を発注しております。工事については、既存施設の取り壊し工事を発注し、これについては6月末ごろには完成する予定となっております。

以上でございます。

寺田議長 白石君。

白石議員 矢間部長から、現状についてご答弁をいただきました。

事業費の平成25年度への繰越しということで、これから本題に入りますけれども、本題に対する結論が先送りされるということになるのではないかと、このように思います。

本事業において、平成24年度に実施が予定をされておりました大字疋田の公園整備事業、総事業費5,700万円、用地取得費3,690万円であります。この用地取得費3,690万円の3分の

1、1,230万円が大字疋田からの寄附金として徴収をされる。そして、事業費に充てられるということになっておりました。これらの取扱いがどうなるのかということが、私は注目をしているところであります。

葛城市のこれまでの緑の基本計画に基づく事例や事業の目的からして、寄附金の名目で地元から多額の負担を徴収するやり方は、葛城市になって初めてのことであります。そこで伺いをしたいわけですが、用地取得費に係る寄附金徴収、さらにこれに係る地元区民に対する合意形成はどのように取り組まれているのか、説明を求めたいと思います。

寺田議長 矢間都市整備部長。

矢間都市整備部長 白石議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。用地取得費に係る寄附金徴収と地元区民に対する合意形成の取り組みということでございます。

当該事業については、従来から地元大字の強い要望があったもので、従前から協議させていただいたものであります。また、平成23年2月の区長会で、この吸収源対策公園緑地事業の説明等をいたしまして、吸収源対策公園緑地事業の採択を受けることにより、各大字の負担も軽減できるということで各大字には希望を募らせていただき、要望をいただいた公園であります。さらに、今年度、地元と再度協議させていただきましたが、地元からの事業推進の強い要望も確認し、用地購入費の3分の1に当たる相当額をご寄附いただくことで、各大字にはご理解をいただいた上で市が整備させていただくものでございます。

地元区民に対する合意形成につきましても、各大字の役員様等にはその都度ご説明させていただき、地区区民につきましてもご理解いただいているものというふうに思います。

以上です。

寺田議長 白石君。

白石議員 矢間部長の答弁は、地元の強い要望も確認をし、用地購入費の3分の1に当たるご寄附をいただくことでご理解をいただいた上で整備をしていく、地元区民についても理解をいただいている、こういうことであります。

ところが、私が大字疋田の元区長や副区長などの役員経験者、さらに区民の皆さんにこのお話を聞いたところ、そんな話は聞いたことがない、寄附についてですね。分担金の話は聞いたが、寄附金というのは聞いたことがない、認識がないということです。同じような公園をつくって地域の住民が使うのに、忍海や柿本、兵家では負担がないというのはおかしいのではないかと。また、どこにそんな金があるのか。もっと使い道があるやん。寄附金は任意ではないのか。何で最初から決まった金額やねん。などなど、地元区民につきましてもご理解をいただいているとはとても思えないお話を聞かせていただきました。

何でこういうことを聞くかと言いますと、私、この間、県庁や国交省の近畿地方整備局、行ってまいりました。また、総務省の自治財政局財政課、地方財政法担当の方からいろいろお話を聞かせていただいて、要は、任意の寄附金については丁寧に説明をしていただくこと、住民の合意を得ることに努力をしてもらいたい、こういうことであります。総務省は、違法ということであれば、住民は是正を勧告することができます。このように言うておりました。私は、このアドバイスから、行政がどのように取り組んでいるのかということをお伺い

したわけでありますが、住民の理解は全く不十分であると言わざるを得ません。さらに、その都度説明されたという大字役員さんについても、地方自治法第224条に規定された分担金や地方財政法第4条の5に規定された寄附金の意味、内容、総意を理解されているとはとても思えない。また、このような説明がされているとも思えませんでした。

時間がありませんので、先に進みたい、このように思います。

昨年6月の定例会の一般質問における地方財政法第4条の5に違反するのではないかと問いに対して、河合部長は地方財政法の規定に反しているとまでは言えない、こう答弁されました。私はこのことについて、改めて聞きたいと思いますが、残念ながら時間がありませんので、市長に直接お伺いをしてまいりたいというふうに思います。

この間、我が党の議員団の調査や、地元住民の理解や合意の状況からして、このたびの寄附金は、部長が答弁をされてきた法が禁止していない市民の皆様からいただく自発的、任期的な寄附金ではないということであります。さらに、地元大字の強い要望があり、地元大字として従前から受益者としての負担をみずから申し出ていたという言い分は、一方で忍海や柿本等のように、要望もしていない大字住民が市の都合で1銭の負担もなく公園の受益者となることができるという不公正、不平等を露骨に生み出しています。これは、負担金や寄附金を徴収する以前の問題で、法の適応を逸脱した上の自己矛盾であります。行政のあり方の問題だと考えます。

また、答弁では、公権力を利用しての強制的な徴収ではないわけで、本条の規定に反しているとまでは言えない、こう理解をしていると言われました。答弁は、割り当てて強制的に徴収することはしてはならないとした法の解釈の肝心なところを省いているのであります。割り当てるといふことは、当然強制の意味を含むものであるもので、本条はこの割り当てる行為自体を禁止し、あわせて強制的な徴収を禁止しているのであります。したがって、割り当てをしても強制的に徴収さえしなければよいと解釈してはならない、こういうことを言っているのであります。強制的な徴収をしていないからといって、公園を設置する大字に用地費の3分の1の寄附金を割り当てて徴収することは、明らかに地方財政法違反だと考えます。

さらに、公園の整備を希望する大字に対して、事業を採択する条件として用地費について国の補助金の額を除いた額の2分の1という金額を寄附金として徴収する仕掛けは、法律違反を裏づけるものであります。

ご承知のように、葛城市は緑の基本計画に基づき、市が事業主体となって国の補助事業を活用して、計画的に公園緑地を整備をしてまいりました。これまで、緑化重点地区整備事業としてJR大和新庄駅前公園、北道徳公園、新村公園、薑公園の4カ所、まちづくり交付金事業として笛堂ふれあい公園、JR大和新庄駅東公園の2カ所、合計6カ所を整備してまいりましたが、事業費は全て国の補助金と市の一般財源及び起債で賄われ、地元からは寄附金の徴収はもとより、一切の負担はありませんでした。葛城市の歴史を60年も引き戻す寄附金の復活は、やめるべきであります。

昨年の6月定例議会の一般質問において、山下市長は「今一度しっかりと勉強させていただかないといけないだろうと思います。執行に際してどのような形が適当であるのか、しっ

かりと吟味しながら検討していきたいと思っております」、更に「最終責任者は私でございますので、私が市の意見でございます」と答弁をいただきました。あれから9カ月が経過しようとしています。市長は責任者として吟味、検討され、結論を導き出されたのでしょうか。最後に答弁を求めておきたい、このように思います。

寺田議長 市長。

山下市長 いろいろと白石議員の方から、今までの経緯等についてもお話しがありました。新庄町の時代からの緑の基本計画や、緑化重点地区の整備事業等については、今まで町や市が全額出してきたではないかというようなお話、今回の吸収源対策に対して柿本や忍海、これについては全額市が出してということでしたけれども、いやいや、いろいろと調べ、これも勉強させていただきました。緑化重点地区の整備事業、新村、薑、北道穂、JR大和新庄駅、それに柿本、忍海もこのときに計上をされておったというふうに確認をしました。柿本につきましては、公社が持つておる土地を買い戻す手法としてこれを緑化重点地区として計上されたという経緯がある。もともと市が持つておる土地であるということと忍海、これは歴史博物館が有しておる市の土地、これを使って公園をつくる。もともとの市の土地を使ってのものと、各大字が要望されて公園をつくるということは違うということ、まず始めに認識として私は考えさせていただいている。

今回の、白石議員がおっしゃられる、土地取得に係る3分の1相当に係る金額を大字から寄附金としていただくのは、これは割り当てる寄附金ではないのかということに関しても、いろいろと勉強させていただき、調べさせていただいた、その中で先ほど部長が答弁をいたしましたように、地元の方々に対して公園をつくることと、また地元の意志を確認をさせていただいたところ、自分たちとして自発的に3分の1の寄附を行いたいという意志を聞かせていただいたということでございます。

今回、白石議員がいろいろと、元区長経験者やその他の方々に意見聴取をされたというふうに聞いておりますけれども、なぜその方々がいろいろなことを知っておられるのかと思えますと、去年10月の市長選挙の折にある方が、チラシやマイク、市長が変わればこの寄附金等も要らなくなるよというようなことを言って回ったというようなことがあるというふうにも聞きました。

我々としては、村に対して、役員の皆さん方が村の方々を代表してその村の意思決定を行っているということに基づいて、村の役員の方々とお話しをさせていただいているわけでございます。これについて、村の代表である区長さん初め役員の方々が総意としてこれを受けさせていただきたい、また自発的に寄附をさせていただきたいというお話しでございますから、何ら断ることはないということでこれを受けさせていただくということに決定をさせていただいたわけでございます。

寺田議長 白石君。

白石議員 市長からご答弁をいただきましたけれども、これまでの議論の延長線上ということで、全く前進をしていない、こういうことであります。

自発的であるか任意であるか、あるいは割り当てるのであるか、これは法の解釈やいろいろ

な見方、これまでの前例等から論ずることができるというふうに思います。しかし私は、まず第一に言いたいことは、地方財政法第4条の5、この規定がどのような成り立ちによって制定されたのか、このことは非常に大事だというふうに思います。この規定は、昭和27年の改正でつけ加えられたんです。それは、戦後において、国・地方公共団体・住民の間において寄附金の名目に隠れた負担の強制的転嫁が甚だしく、これが財政秩序の分断を招く重大な原因となる恐れもあることにかんがみ設けられた規定です。60年前に加えられたんです。税外負担の解消を促進をする趣旨で制定されたんです。ですから私は、こういう趣旨にのっとって、行政や議会は事務事業についてしっかりとコンプライアンス、そういう法を遵守する立場で臨まなければならない、こういうふうに考えております。

当然、私は、こういうことは住民の皆さんにしっかりと知らせることが大事、住民の負担にかかわることです。1,230万円ですよ。学校、ICT等の授業のときの3万円と違います。忍海や柿本だって、公園ができたら受益者になるではないですか。発想はそこからきてるのではないですか。これは、市長がこの9カ月余りの中で導いた結論ということであるならば、全く不本意であり残念だと言わざるを得ません。

私は引き続いてこの問題については、住民負担を軽減をする、そういう立場で葛城市の歴史に汚点を残さない、そういう立場で取り組んでまいりたい。私は、こういうことが日本のまちづくりにつながるとは思わないと述べておきたいと思います。

時間のある限り次に進んでまいります。

葛城市の財政についてであります。部長の方から、時間のある限り一括してご答弁をいただきたい、このように思います。

財政状況並びに今後の見通しについて、財政計画の意義と評価について、新市建設計画等の見直しと財政の健全化の取り組みについて、お答えをいただきたいと思います。

寺田議長 河合総務部長。

河合総務部長 財政状況及び今後の見通しについてということ、また財政計画の意義と評価について、それから新市の建設計画等の見直しと財政の健全化の取り組みについてということで、今、白石議員の方から質問をいただいたところでございます。それに対しまして、個々にご答弁を申し上げたいと思うところでございます。

葛城市におきましては、平成16年10月に合併をいたしたところでございまして、本年で9年目を迎えているところでございまして、この間、負担は低くサービスは高くの合併協定のもと、無駄な経費を削減しながら行政サービスの提供を行ってきたところでございます。合併をいたしましたその当時は、国の構造改革が行われたところでございまして、いわゆる三位一体改革ということでございます。その当時における地方公共団体につきましては、平成の大合併ということのもと、数多くの地方公共団体が合併を行ったところでございまして、合併に係る特例によりまして、地方交付税による財政措置、また合併特例債の活用等によりまして財政措置が講じられておるところでございます。以降、新市建設計画の実施によりまして、他の地方公共団体も同様に本市においても計画推進に努めてきたところでございます。

しかしながら、三位一体改革が行われたことによりまして、国庫補助負担金の一般財源化

や税源移譲等によりまして整理された地方交付税の減額などにあいまって、景気の低迷などによりまして、また税収は大きく減収をしたということで、大変厳しい財政状況が続いたところでございます。このような中で、行政改革の推進によりましての経費の節減・合理化、人件費の削減、また普通建設事業の延伸等々によりまして、財政秩序を維持をするということで今日までそういう形で進めてきたところでございます。

平成23年度の一般会計におきましては、数多くの長引く景気の低迷等から、市税全体につきましては対前年比3,560万円の減収となったところでございますけれども、普通交付税の増ということによりまして、基金積み立てを行った上、約7億8,600万円の実質収支を上げる決算となったところでございます。

平成24年度におきましても、現状の執行状況からすれば、基金に頼ることなく決算を迎えられるのではないかと見込んでおるところでございます。

今後の見通しについてでございますけれども、財政計画でも示させていただいたように、平成25年度は新市建設計画の事業のピークを迎えるということになっております。合併後最も大きな予算規模となったところでございまして、以降、年次を経るごとに予算の規模的には右下がりということになろうと、後年度におきましては通常規模の予算額に戻っていくのではないかと見込んでおるところでございます。

それと、財政計画の意義と評価ということについてでございます。これにつきましては、財政計画とは将来にわたりましての財政の姿や運営上の課題を明らかにして、財政運営の健全性を明らかにするための指針であると考えているものでございます。そのときどきの国や地方の流れ、方向を的確につかみ、財政計画を照らし合わせた中で柔軟的に対応するということで、よりよい財政運営を行っていくために活用するものというように認識をいたしております。

長期的な視点における財政計画になればなるほど、景気に伴う影響等は言うまでもございません。法律や制度の改正、政権交代等に伴いまして国の方針、諸施策等々後年での見込み額は大きく変わっていくものと予測されております。常々変わっていく国の政策、制度の変更等を盛り込んで見直しをかけながら、それを使用することによってその評価が得られるものと考えておるところでございます。

それと、もう1点でございます。新市建設計画等の見直しと財政の健全化の取り組みということでございます。これにつきましては、平成24年6月27日に、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が公布されました。合併した市町村が発行できる合併特例債の発行期間、これにつきましては被災地以外の合併市町村につきまして5年延長の15年となったところでございます。本市におきましては現在合併特例債の活用は平成26年度までの位置づけとなっておりますけれども、新市建設計画に基づきましての財政計画の策定は今現在行っておりますけれども、今回の法改正に伴いまして、いわゆるその合併特例債の発行期間につきましては5年延長をするわけでございます、平成31年度までが発行可能となったところでございます。

今一度、新市建設計画を初めとする諸事業の進捗状況を十分見極めた中で、延長に伴う国

庫補助等の財源の見直し等々も協議、検討を経た中、新市建設計画の見直しにあわせ、財政計画を見直す必要があると考えているところでございます。

国の施策に大きく揺さぶられた地方財政の実態でございます三位一体改革等で、そういうことでの苦い経験を忘れないように、この財政計画に反映させた中で見直しを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

寺田議長 時間が来ましたので、これで白石栄一君の発言を終結したいと思います。

これで一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は3月28日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、あす15日から26日までの間、各常任委員会及び特別委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては審査をよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前11時16分